

火災・災害等即報要領について

(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知及び奈良県地域防災計画より抜粋)

(1) 即報

当該災害が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。)は、災害に関する即報(火災等即報、救急・救助事故即報及び災害即報)を奈良県防災統括室に報告するものとする。

都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等即報を消防庁に報告するものとする。

(2) 直接即報

直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合について、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

<災害別基準等>

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
建物火災	第 1 号様式	<ul style="list-style-type: none">① 死者3人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの② 特定防火対象物(劇場、映画館、公会堂、キャバレー、飲食店、百貨店、マーケット、展示場、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設、幼稚園、養護学校、公衆浴場、これらを含む他の用途と複合したもの、地下街、準地下街)の火災で死者が発生したもの又は発生するおそれがあるもの③ 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの又は避難するおそれがあるもの④ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災⑤ 建物延焼延べ面積 3,000 m²以上と推定されるもの⑥ 損害額1億円以上と推定されるもの⑦ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
林野火災	第 1 号様式	<ul style="list-style-type: none">① 死者3人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの② 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの③ 空中消火を要請又は実施したもの	

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
		<ul style="list-style-type: none"> ④ 住宅等へ延焼するおそれがある社会的に影響度が高いもの ⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの 	
交通機関の火災	第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 航空機火災 ③ タンカー火災の他社会的影響度の高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災 ⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 航空機火災 ③ タンカー火災の他社会的影響度の高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他の火災	第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示: 消火活動を著しく妨げる毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの) ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの 	
危険物等に係る事故 危険物等: 危険物 高圧ガス 可燃性ガス 毒物 劇物 火薬等	第2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 死者(交通事故によるものを除く)・行方不明の発生したもの ③ 負傷者が5人以上発生したもの ④ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により建物等に被害を及ぼしたもの ⑤ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑥ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑦ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故 ⑧ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、該当工場等の施設内又は周辺で、500 m³程度以上の区域に影響を与えたもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500 キロリットル以上のタンクから危険物等が漏えい等したもの ④ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑤ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	第2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 原子力施設において、爆発又は火災 	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者3人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 原子力施設において、爆発又は火災

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
		<p>の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>④ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<p>災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>④ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p>
その他の特定の事故	第2号様式	<p>① 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>② 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<p>爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性のあるものを含む。）</p>
救急・救助事故	第3号様式	<p>① 死者5人以上の救急事故</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</p> <p>③ 要救助者が5人以上の救助事故</p> <p>④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等の社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事 	<p>死者・負傷者 15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>② バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等の社会的影響度が高い救急・救助事故</p>

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
		故	
武力攻撃災害	第3号様式	<p>① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・弾道ミサイル攻撃 ・航空攻撃 ・着上陸侵攻 <p>② 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地对する毒素等の混入 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・県外における原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・県外における危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	
地震災害	第4号様式	<p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの</p> <p>④ 当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの</p> <p>⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの
風水害	第4号様式	<p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもの</p>	

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
		<p>で1の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの</p> <p>④ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの</p> <p>⑤ 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの</p> <p>⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	
雪害	第4号様式	<p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの</p> <p>④ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの</p> <p>⑤ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの又は生じるおそれがあるもの</p> <p>⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	